

委員会の審査から

市議会には、4つの常任委員会が設置されており、本会議で付託された議案・請願等、各所管事項について詳細にわたり審査を行いました。その中から、各委員会の主な審査状況をお知らせします。

企画総務

平成一五年(ワ)第六九一
号所有権移転登記抹消登
記手続等請求事件の和解
について
(旧鶴川下水処理場跡地)

委員 和解の判断について、裁判所から投げかけのようなのがあるのか。また、和解に際しては、裁判官の心証にどのような形成されるかのリスクも考慮すべきであるとも助言されました。

約から既に二年半が経過し、配送センターとして利用するという、契約条項にある三カ年という期間については事実上、担保され、市の責務は果たされたとの判断から和解に応じようと考えたものです。

委員 和解すべきか、係争を続けるべきかについて、担当弁護士からの助言はどのようなものか。

担当者 今回は約束の実質の担保が明確なことから、和解に際しては、裁判官の心証にどのような形成されるかのリスクも考慮すべきであるとも助言されました。

をどう認識しているか。

担当者 対価物が非常に大きなものであるため、必然的に弁護士費用が高くなる見込みです。できる限り妥当な金額を相談していきたい。

町田市手数料条例の一部改正

委員 値上げを検討する際に、現在の市民生活の状況は考慮されたのか。

担当者 受益が特定の市民に限られている部分に着目し、それに関する経費を受益者に負担させる点をご理解いただきたいと思っています。

町田市組織条例の一部改正

委員 新設される環境・産業部について、従前の組織とどのように変わったのか。

担当者 環境基本計画について本格的に進めていく考えを持っており、そこに農政、商工、観光といった部門を加え、新たな行政の展開を考えています。その特徴的なものとして、北部丘陵を中心とした農業、環境といったものを一つの産業としてとらえ、その整備のために新たな所管組織をつくる予定です。

町田市民病院使用条例の一部改正

委員 女性医師のプロジェクトチームみたいなものはないのか。

担当者 女性総合外来にかかわる女性医師は、一三名で今後の運営等についても打ち合わせあるいは協議を進めているところだ。

り直しました。

委員 認可部門の有料の階層について、どういうランクがあるのか。

担当者 国基準に基づいた表があり、生活保護の方と市民税非課税世帯の方はゼロで、一、〇〇〇円から、最高は三万三、七〇〇円で、階層が一六階層あります。

り、重複はありません。

委員 地域を巻き込んでやるべきだと地域福祉計画の中にでているが、そういうことが考えられないか。

担当者 今後の流れとして、新たに審議会を考えており、地域計画をつくっていく中で、今おっしゃった方法も取り入れていくことになるかと思っています。

文教生活

町田市地域センター条例の一部改正

委員 地域のサークルの方にとっては、今回の値上げは大きな負担となると思うが。

担当者 使われる方から一定の使用料金として、その便益に相当する額を徴収する考えを持っていますが、従来、三段階に分けてあったところを、今回、きめ細かに、部屋

の広さなどに見合った形で考えた結果、四分の一は据え置きか値下げになりました。

(仮称)町田市教育センター整備工事請負契約について

委員 入札参加企業数、予定価格、最低制限価格を下回った企業数は、落札者は最低制限価格と同額だったのか。

担当者 入札参加企業数は六社、予定価格は一億七、三〇〇万七、五〇〇円、最低制限価格を下回った企業はありません。また、最低制限価格と予定価格の間で最低のところは落札しました。

五億円が必要になり、現在の公社に一〇〇万円の出資金があります。国際交流基金から予算に二億五千万円を繰り入れ、残りの不足分、二億四、九〇〇万円を一般財源から繰り出し、合わせて四億九、九〇〇万円として現在の公社に出します。認可後、財団法人の基金になります。

委員 財団法人になるメリットはなにか。

担当者 財団法人になると、自主独立で事業を進めていくという部分が強くなります。その結果、管理運営コストを極力軽減して、新たに公益事業を展開していくというような、より公益事業を拡大するためのメリットが生まれてくると思っています。

町田市住みよい街づくり条例

委員 この条例は、適正な対応をしなかった事業者等に対して、勧告、公表といった方法をとっており、何の罰則もないに等しい。実効性についてどう考えているのか。

担当者 できるだけ早い段階で住民に情報を公開し、協議の中で協働のまちをつくるという考え方で来ており、罰則までの考えは持っていない。行政としては、条例の趣旨を十分PRしながら、協働のまちづくりを進めるとの考え方で条例を作っています。

委員 街づくりプラン策定の参加資格は。また、プランを策定中であることが開発業者への対抗要件となるのか。

担当者 居住している人だ

けでなく、地権者など権利を有する人の合意も含めて参加が必要と考えています。プラン策定については強制力はなく、対抗要件にはならないと考えています。ただし、市の窓口においてはプラン策定中であることをPRしたいと考えています。

委員 他市の条例には罰則規定を設けているものもある。事業者に対して最大の歯止めになると考えるが、なぜ罰則を設けなかったのか。

担当者 事業者にとって罰金は、罰金よりも、公表される方が重いのではないかと考えました。さらに、罰金を払えば済む、と逆手に取られる可能性もあるので、公表の程度にとどめました。

難しいとのことだが、罰しやすいたい。

委員 罰則を設けることは

担当者 事前公表で、構想段階から話し合い、みんなその地域における街づくりを進めよう、事業者もその一員となって話し合いをしようというところでやっています。構想段階なので、何に違反したという明確なものが出てこないというところであり、本条例に罰則は盛り込みにくい。しかし、開発行為等を規定している宅地開発指導要綱等について今後条例化し、その中に罰則を設けていきたいと考えています。

都市環境

町田市子ども発達センター条例

委員 療育園条例から子ども発達センター条例への変更について、メリットは何か。

担当者 新たに児童福祉法上の認可施設を行うことからその規定を整備したこと、前の条例では損害賠償や使用料のことで不備があり、この条例で、この際、新たにつく

り直しました。

委員 認可部門の有料の階層について、どういうランクがあるのか。

担当者 国基準に基づいた表があり、生活保護の方と市民税非課税世帯の方はゼロで、一、〇〇〇円から、最高は三万三、七〇〇円で、階層が一六階層あります。

り、重複はありません。

委員 地域を巻き込んでやるべきだと地域福祉計画の中にでているが、そういうことが考えられないか。

担当者 今後の流れとして、新たに審議会を考えており、地域計画をつくっていく中で、今おっしゃった方法も取り入れていくことになるかと思っています。

議会議務局へお問い合わせください。
<http://www.gikai-machida.jp>